

《死亡届提出後の各種手続きについて》

◎火葬当日は、火葬許可証・印鑑・利用料を持参のうえ、予約時間の１０分前までに必ず斎場（火葬場）へお着きください。

R05.04作成

手続きの区分	手続き内容	持参するもの	担当窓口
印鑑登録の抹消	死亡届により抹消されます。 （抹消の為の手続きは必要ありません）	・印鑑登録証	市民課 TEL 43-1169 ※各センター対応可
国民健康保険	◇葬祭費支給申請 国民健康保険加入者が死亡した場合、原則その方の葬儀を行った方が申請します。 ◇高額療養費支給申請書兼口座登録申請書 世帯主がお亡くなりになったとき（該当者のみ）	・死亡者の保険証 ・死亡者のマイナンバーがわかるもの ・申請者名義の通帳 ・会葬状または葬儀費用に関する領収書（喪主の方がわかるもの） ・世帯主の通帳、マイナンバー、身分証明書、印鑑	国保年金課 （国民健康保険係） TEL 43-1527 ※各センター対応可
後期高齢者医療保険	◇葬祭費支給申請 後期高齢者医療加入者が死亡した場合、原則その方の葬儀を行った方が申請します。 ◇医療費に関する申立書 ◇還付金等に関する申立書	・死亡者の保険証 ・申請者の印鑑 ・申請者名義の通帳 銀行名、支店名、口座番号、名義人がわかる物を持参してください。 ・会葬状または葬儀費用に関する領収書（喪主の方がわかるもの）	国保年金課 （後期医療年金係） TEL 43-1576 ※各センター対応可
国民年金 （農業者年金） 加入者、受給者であった方は農業委員会事務局又はJAかもとにご確認ください。	◇年金受給者死亡届・未支給請求 年金を受給されていた方が死亡した場合 ◇死亡一時金請求 第1号被保険者として、保険料を３６月以上納めた方が、年金を受給する前に死亡した場合 厚生年金・共済年金を受給されていた方は、年金事務所等での手続きになります。	○死亡者に係るもの ・年金証書 ○請求者に係るもの ・マイナンバーがわかるもの ・戸籍 （死亡者との続柄がわかるもの） ・振込先の通帳	国保年金課 （後期医療年金係） TEL 43-1576 ※各センター対応可
介護保険	◇介護保険被保険者証の返還 ※６５歳以上の方及び介護保険の認定を受けている方にお送りしております。 ◇介護保険高額介護（介護予防）サービス費支給再申請 サービス費の支給を受けていた場合支給先を相続代表へ変更する必要があります。 ◇介護保険料過誤納金還付請求 死亡により介護保険料額の変更が発生し保険料を納めすぎている場合は、相続代表の方へ保険料を還付いたします。	・介護保険被保険者証 ・相続代表の方の通帳 ・相続代表の方の通帳	長寿支援課 TEL 43-1180 ※各センター対応可
障害者手帳	◇障害者手帳（身体・療育・精神）の返還 ※次のサービスを受給されていた方が死亡の場合は、手続きが必要です。支給内容によって必要書類が異なりますので事前に福祉課までご確認ください。 ◎障害福祉サービス利用者 ◎自立支援医療（育成・更生・精神通院）受給者 ◎重度心身障がい者（児）医療受給者 ◎特別障害者手当等、特別児童扶養手当受給者	・障害者手帳（身体・療育・精神） ・申請者の印鑑 ・相続代表の方の通帳、印鑑	福祉課 TEL 43-0052 ※各センター対応可
市営住宅	◇名義人が死亡し、同居人がいない場合 a 退去手続 ◇名義人が死亡し、同居人がいる場合 a 入居承継手続	・印鑑 ※入居承継の場合は、入居時と同様の書類手続きが必要になります。詳しくは右記までお尋ねください。	都市整備課 （住宅政策室） TEL 43-1591

預貯金の払い戻し等の相続手続きや相続登記には、法務局の法定相続情報証明制度がご利用いただけます。詳しくは熊本地方法務局山鹿支局（TEL0968-44-2411）にお問い合わせ下さい。

＜ 裏面もご覧ください ＞

手続きの区分	手続き内容	持参するもの	担当窓口
児童手当	(1) 受給者が死亡した場合 a 未支払請求書 支給対象のお子さんが請求者となります b 認定請求書 受給者死亡により、新たな保護者が受給者となります。 (2) 児童が死亡し、他に児童がいない場合 a 受給事由消滅届 (3) 児童が死亡し、他に児童がいる場合 a 額改定届 ※配偶者の死亡によりひとり親家庭になられた場合 児童扶養手当及びひとり親家庭等医療費助成制度を申請することが出来ます。 (注)児童扶養手当は、公的年金等（遺族年金、遺族補償など）を受給される場合、年金等の額が児童扶養手当支給額より低い場合に、その差額を児童扶養手当として支給されます。 詳しくは子ども課までご連絡ください。	(1) a 支給対象児童の通帳 b 新受給者の通帳、保険証 ※児童扶養手当、ひとり親医療の受給者死亡の場合は、今までの受給者証	子ども課 Tel 43-1514 ※各センター対応可
子ども医療	(1) 受給者が死亡した場合 a 受給資格認定申請 受給者死亡により、新たに保護者が受給者となる場合 (2) 助成対象の児童が死亡したとき a 受給者証の返還 ※償還払いでの助成となっている入院分などがあり、未申請分がある場合は受診してから1年以内であれば医療費の助成申請ができます。その場合、領収書と死亡したお子さんの受給者証をお持ちください。（高額療養費に該当する方は、その決定通知書も必要です。）	・新受給者の通帳 ・助成対象児童の保険証 ・今までの受給者証	子ども課 Tel 43-1514 ※各センター対応可
市税関係	◇相続人代表者指定届書 死亡された方の市県民税の納付や還付の受取りについて、代表となる方を指定するための届出です。	※市県民税が非課税の方は、届出の必要はありません。	税務課 (市民税係) Tel 43-1120 ※各センター対応可
市県民税	◇相続人代表者指定届書 資産の相続が決定するまでの間、固定資産税の納付について、代表となる方を指定するための届出です。	※固定資産関係の名義変更の場合、法務局での手続きが別途必要になる場合があります。 詳しくは法務局山鹿支局(44-2411)へお尋ねください。	税務課 (固定資産税係) Tel 43-1121 ※各センター対応可
固定資産税	◇納税管理人変更届 納税管理人の方が死亡された場合		
軽自動車税	◇軽自動車税名義変更届または廃車届 山鹿市ナンバーのバイク（125cc以下）や農耕車等をお持ちの方が死亡された場合	・所有者のナンバープレート（廃車のみ）	市民課 Tel 43-1169 ※各センター対応可
水道・下水道	◇水道及び下水道名義変更手続 使用者（届出者）の方が死亡し、他の方が新しく使用者となる場合 ◇下水道人員（水量）変更手続 同居されているご家族の死亡により、下水道使用者の人数が変わる場合（山鹿地区で上水道のみの使用者は除く）	※死亡により水道や下水道を利用されない場合は、次の手続きが必要です。 水道 → 廃止及び休止手続 下水道 → 廃止及び休止手続	水道局 Tel 43-1161 下水道課 Tel 43-1198 ※手続きは市民課・各センターでできます。
市営墓地	◇墓地利用権承継申請 利用者が死亡し、親族が利用権を承継する場合	・印鑑 ・墓地利用許可証（失くされた方は、環境課窓口でお伝えください）。 ・戸籍謄本か抄本（死亡者と承継者の関係が分かるもの） ・手数料200円	環境課（環境センター内） Tel 43-7211 ※戸籍謄本か抄本については、市民課で交付後に環境課へ手続きにお越しください。
	◇市営墓地に納骨する場合	・死体埋火葬許可書	環境課（環境センター内）
犬の登録変更	◇犬の登録事項変更届 犬の所有者が死亡し、他の方が新たに所有者となる場合		環境課（環境センター内） Tel 43-7211 ※各センター対応可 ※電話での手続きも可能です。
保育園・幼稚園 認定こども園	状況により手続きが必要な場合があります。 子ども課にお問い合わせください。		子ども課 Tel 43-1514 ※各センター対応可

◎死亡者のマイナンバーカードや通知カードの返納義務はございません。（手続きが終了するまで保管ください）

◎住民票や戸籍などを取得する場合は、本人確認書類（運転免許証・パスポートなど）が必要です。

また、別世帯の方や直系の親族でない方が取得する場合は、委任状が必要な場合もあります。
詳しくはお問い合わせください。

山鹿市役所 市民課 Tel 43-1169（直通）
 鹿北市民センター 市民係 Tel 32-3111（代表） 菊鹿市民センター 市民係 Tel 48-3111（代表）
 鹿本市民センター 市民係 Tel 46-3111（代表） 鹿央市民センター 市民係 Tel 36-3111（代表）